

熊本市奨学金条例の一部改正について

熊本市奨学金条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市奨学金条例の一部を改正する条例

熊本市奨学金条例（平成 14 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 奨学金の貸付け（第 2 条—第 13 条）

第 3 章 高校等進学支援金の支給（第 14 条—第 18 条）

第 4 章 雑則（第 19 条）

附則

第 1 章 総則

第 1 条中「学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する高等学校、高等専門学校、短期大学、大学又は専修学校の高等課程若しくは専門課程（以下「学校等」という。）に在学する者で、」を削り、「もの」を「者」に、「貸付けを行い、もって」を「貸付け等を行うことにより、」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第 2 章 奨学金の貸付け

第 2 条中「すべて」を「全て」に改め、同条第 2 号中「学校等」を「学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する高等学校、高等専門学校、短期大学、大学又は専修学校の高等課程若しくは専門課程（以下この章において「学校等」という。）」に改める。

第6条第1項中「減額貸付」を「減額」に改め、同条第2項中「奨学金」の次に「の貸付け」を加える。

第14条を第19条とし、同条の前に次の章名を付する。

#### 第4章 雑則

第13条の次に次の1章を加える。

#### 第3章 高校等進学支援金の支給

(支援金の支給)

第14条 市長は、次に掲げる要件を全て満たす者に対し、高校等進学支援金（以下「支援金」という。）を支給する。

- (1) 本市に居住する者であること。
- (2) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に掲げる高等学校等（第18条において単に「高等学校等」という。）への翌年度の入学を許可された者であること。
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていること又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員の当該年度分の市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいう。）の所得割が非課税であること。
- (4) 過去にこの条例による支援金の支給を受けていない者であること。
- (5) 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第2号又は第3号に掲げる者に該当しない者であること。

(支給申請)

第15条 支援金の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

(支援対象者の決定)

第16条 支援金の支給を受ける者（第18条において「支援対象者」という。）は、教育委員会の意見を聴き、市長が決定する。

(支援金の支給額)

第17条 支援金の支給額は、40,000円とする。

(支給決定の取消し)

第18条 市長は、支援対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該支援対

象者に係る支給の決定を取り消すこととする。

- (1) 高等学校等に入学しなかったとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により支援金の支給を受けたとき。

2 支援対象者は、前項の規定により支援金の支給を取り消された場合において、既に支給を受けた支援金があるときは、直ちにこれを返還しなければならない。

別表中「別表」を「別表（第5条関係）」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

#### （提出理由）

経済的理由により修学が困難な者に対し、高校等進学支援金を支給するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。